

豊橋浄水場再整備等事業に関する「基本的な考え方」（概要版）

1 基本的な考え方

- 愛知県豊橋浄水場は、供用開始から50年以上が経過し、老朽化等により全面的な施設の更新が必要な状況である。このため、県は「豊橋浄水場再整備等事業」として施設の再整備と維持管理を一括して実施することとし、次のコンセプトにより、次世代型の新しい浄水場の構築を目指している。

【コンセプト】

- ・施設の老朽化、耐震性の不足への対応、新たな施設への改築
 - ・浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現
 - ・豊橋市（隣接する小鷹野^{おだかの}浄水場）との連携の推進
- 本事業は、広範かつ大規模な事業であり、高度な専門性を必要とすることなどから、事業全体を通じて民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用できるよう、PFI法に基づくBT+コンセッション方式（※1）を採用する。
 - 「基本的な考え方」は、実施方針（※2）の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について民間事業者（以下、「事業者」という。）から意見を募ることを目的としている。

2 事業の基本的な枠組み

（1）事業方式

PFI法に基づく、BT+コンセッション方式
最終的な給水責任を県が担いつつ、公共施設等運営権を事業者を設定する

（2）施設等の立地

愛知県豊橋浄水場（豊橋市東小鷹野^{おだかの}2丁目9番地1） 敷地面積 25,783㎡

（3）対象施設

- 再整備及び運営の対象施設は、豊橋浄水場内の施設（排水処理関連施設を除く）。
- 維持管理の対象施設は、既設豊橋浄水場及び密接に関連する施設（注1）。

（注1）密接に関連する施設は、森岡取水場、豊橋南部浄水場及び導水管路等。

（4）事業期間

再整備及び維持管理を含めて 30年程度（2025～2055年度を想定）

うち、再整備期間 : 10年程度

その後の運営期間 : 20年程度

（5）事業の範囲

- 豊橋浄水場の再整備（撤去・設計・建設）
- 豊橋浄水場の維持管理及び再整備後の運営
- 豊橋浄水場に密接に関連する施設の維持管理
- 豊橋市との連携施設に関する共同整備及び共同管理
（県と豊橋市の間で、別途共同整備及び共同管理の範囲を設定する。）

（6）再整備費用等

- 施設の設計・建設に係る費用は、300億円から320億円と想定している。
- 豊橋浄水場の再整備期間中の維持管理及び豊橋浄水場と密接に係る施設の維持

管理に係る費用等は、入札説明書等公表時において示す。

（7）利用料金

- 運営期間中における豊橋浄水場の利用料金については、県と事業者が協議の上決定し、事業者の自らの収入とすることを想定。
- なお、受水団体からの料金の徴収は一括して県が行う。詳細は、今後、入札説明書等公表時において示す。

（8）インセンティブ

事業者の創意工夫によって生じる経費節減による支出減等について、事業者への帰属、プロフィットシェア（※3）などが考えられるが、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

（9）運営権対価

運営権対価は、今後、入札説明書等公表時において示す。

（10）ガバナンス

県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組みを構築する予定。

3 事業者の募集・選定等

（1）募集・選定方法

総合評価一般競争入札方式の採用を想定。（事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価）

- 本事業におけるカーボンニュートラルの取組については、再整備にあわせて、敷地内での水素技術活用や太陽光発電設備、水位差による位置エネルギーの活用等、民間からの革新的な提案に期待している。また、本事業を通じ、地域経済への貢献など近隣の魅力向上に一役を担うこと、官民相互の技術力向上に寄与することにも期待している。
- 県は、これらの革新的な提案に対し、高い評価とすることを想定している。

（2）応募者等の構成

応募者は、応募企業又は応募グループとする。応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定め、応募時に提出する参加表明書に代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。

4 今後の予定

時期	内容
2024年度	・実施方針の策定、公表（PFI法5条） ・特定事業の選定（PFI法7条）、入札公告
2025年度	・事業者の選定（PFI法8条）、契約の締結
2025年度以降	・撤去・設計・建設（再整備）

・維持管理は、2026年度から開始を想定。

（※1）BT方式は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに設計、建設を行った後、県に所有権を移転する方式。
コンセッション方式は、PFI法に基づき、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を事業者を設定する方式。
BT+コンセッション方式は、BTとコンセッションを一体的に実施する方式。

（※2）実施方針：事業内容や事業者の選定方法を定めるもの。PFI法により、事業者の募集に先立って公表することとされている。

（※3）工事費や維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアすること。

①豊橋浄水場再整備^{※1}等事業とは

愛知県豊橋浄水場は、供用開始から50年以上が経過し、老朽化等により全面的な施設の更新が必要な状況である。このため、県は「豊橋浄水場再整備等事業」として施設の再整備と維持管理を一括して実施することとし、下に掲げるコンセプトにより、次世代型の新しい浄水場の構築を目指している。

【施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築】

- 給水を継続しながらの狭小な敷地内での工事
- I o T ・ A I 等最新技術を駆使した効率的な再整備・維持管理
- 浄水処理方式は「急速ろ過方式」又は「膜ろ過方式」のいずれも可能とした発注

【浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現】

- 省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入
- 位置エネルギーを有効活用した取水
- 水素技術を活用した脱炭素化

【豊橋市（隣接する小鷹野浄水場）との連携の推進】

- 管理本館等を共同で整備
- 豊橋浄水場での革新的な技術の導入及びカーボンニュートラルの実現を東三河地域へも展開することによる、市町村との連携強化

※1 本事業における「再整備」とは、撤去、設計及び建設のことをいう。

②立地概要

✓ 所在地

おだかの
豊橋市東小鷹野2丁目9番地1

✓ 敷地面積

25,783m²

③事業方式

✓ P F I 方式（B T + コンセッション方式）

豊橋浄水場再整備について、事業者からの提案を基に再整備工事を行った後、県に施設の所有権を移転する。（B T 方式）

また、再整備後の運営・維持管理等について、県が事業者に対して、施設の運営権を設定する。（コンセッション方式）

✓ 関連する施設の事業方式

豊橋浄水場（既設）及び密接に関連する施設について、ウォーターP P P レベル3.5^{※2}に準じ、事業者が行う。豊橋浄水場再整備以降において、レベル4への移行を想定する。

✓ 事業期間

30年程度（2025年度～2055年度）
再整備期間：10年程度
運営期間：20年程度

✓ 運営権対価

入札説明書等公表時に示す。

✓ 再整備費（参考）

300億円～320億円

※2 P P P / P F I 推進アクションプラン（令和5年改定版、内閣府）におけるコンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を示す。なお、レベル4は、レベル3.5から段階的にコンセッションに移行したものを示す。

④事業範囲

✓ 構成

本事業は、以下に示す三つにより構成される。詳細については、入札説明書等公表時において示す。

a. 特定事業

P F I 法に基づいて実施する、撤去施設の撤去及び新施設の設計・建設・運営・維持管理^{※3}、事業全体の運営

b. 受託事業

県から事業者へ委託する、再整備期間における撤去施設の運転管理及び新施設の維持管理、全事業期間における維持管理施設の更新実施型及び更新支援型維持管理^{※4}等

c. 任意事業

事業者の提案に基づいて実施する事業及び県又は東三河地域市町村が事業主体である水道事業等に係る事業

※3 本事業における「維持管理」とは、施設等の運転管理、保守・点検、修繕及びこれらに付随する業務を行うことをいう。

※4 本事業における「更新実施型維持管理」及び「更新支援型維持管理」とは、ウォーターP P P レベル3.5に準じて管理・更新一体型のマネジメント方式の部分的な導入を行うことをいう。更新実施型は、契約期間内の管路更新を求め、更新支援型は、契約期間内の更新計画の策定を求める。

対象施設の位置



（豊橋浄水場）



■：撤去施設・新施設・・・B T + コンセッション

■：場外管路・・・ウォーターP P P レベル3.5（更新実施型）に準拠
豊橋浄水場再整備以降において、レベル4への移行を想定

■：維持管理施設・・・ウォーターP P P レベル3.5（更新支援型）に準拠
豊橋浄水場再整備以降において、レベル4への移行を想定

■：関連施設・・・豊橋市との協議による